会員へのお知らせ

医療法人事業所の皆さまへ

協会けんぽに加入している事業所様へ、定期健康診断結果データ提供をお願いしています。

平成20年度から、国のメタボリックシンドローム対策として、医療保険者に特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられ、当協会においては、加入者の皆様の健康増進並びに実施率向上のため、生活習慣病予防健診の受診の促進を図っております。また生活習慣病予防健診を受診していただくことができない方については、各事業所単位で実施される労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果データを提供いただくよう、かねてよりお願い申し上げているところです。

健診結果データの提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいており、医療保険者から健診結果データの提供を求められた事業者は、当該記録を提供しなければならないこととされています。また法律に基づく事業者の義務であるため、「個人情報の保護に関する法律」に関して責任を問われることはありません。

医療法人事業所の皆様におかれましてはこれらの趣旨をご理解いただき、健診結果提供・保健指導受入に向け、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号抜粋）
第27条2項
保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当事業所等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
第27条3項
前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

定期健康診断の結果データをご提供いただくと

◆ご提供いただいた健診結果に応じて、協会けんぽの保健師などによる特定保健指導（生活習慣病を予防するためのサポート）が無料でご利用いただけます。労働安全衛生法（66条の7）に基づく保健指導として活用する場合は、保健指導を受けた旨の証明書も発行しています。
◆今後の医療費の増大が予想されるなか、その主たる要因である生活習慣病を予防することで、医療費の増加を抑制することが期待されます。これは将来の健康保険料率の上昇を抑制することにもつながります。

全国健康保険協会　広島支部
協会けんぽ
〒732-8512　広島市東区光町1-10-19
日本生命広島光町ビル2階
保健グループ　TEL：082-568-1032　FAX：082-568-1130

定期健康診断の結果データ提供方法

1.　ご提供いただきたい対象者の方

40～74歳の協会けんぽの加入者の方
※今年度内に生活習慣病予防健診を受診されている方、又は受診予定の方を除きます。

2.　データ項目

⑴　基本データ
健康保険証の記号･番号、氏名（カナ）、生年月日、性別、健診機関名（健診機関コード）、健診受診日
⑵　健診項目
身長、体重、BMI、腹囲、血圧、脂質（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）、空腹時血糖（又はヘモグロビンA1c）、肝機能（GOT、GPT、γGTP）、尿検査（尿糖、尿たんぱく）
⑶　問診項目
既往歴、自覚症状、他覚症状、服薬歴、喫煙歴

3.　提供いただく方法

①　紙媒体のコピーをご提出いただく方法（院内で健診を実施、紙媒体で管理している場合）
2.データ項目　でお示ししている内容について、すべて記載されている「健康診断結果通知表」をコピーし、紙媒体で協会けんぽへご提出ください。
ご提出いただいた、健康診断結果通知表のコピーにつきましては、個人情報保護について万全の取り扱いをいたします。
②　同意書をご提出いただく方法
同意書をご提出いただくことで、健診実施医療機関から協会けんぽへ所定のデータ形式により提供されます。
（健診機関により、データでの提供に対応できない場合がございます。その場合は、協会けんぽより、他の方法での提供をお願いする場合があります）
③　事業所において所定のデータ形式で結果データを作成し、ご提供いただく方法
協会けんぽのホームページに、所定のデータ形式（CSV形式データファイル）を作成できるツールを掲載していますので、ご活用ください。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

平成26年10月20日
日本医師会長　横倉　義武

平成26年8月20日公布された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第288号）及び平成26年8月25日公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第101号）により、ジメチル-2、2-ジクロロビニルホスフェイト及び発がんのおそれのある有機溶剤10物質（クロロホルム、四塩化炭素、1，4-ジオキサン、1，2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1，1，2，2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン）を特定化学物質とし、当該物質を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者の健康障害防止措置として、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付け、平成26年11月1日より施行いたします。
詳細につきましては、以下URLをご覧いただきますようお願い申し上げます。
URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057700.html

医療機器の添付文書の記載要領の改正について

日医発第773号（法安88）
平成26年10月23日
日本医師会長　横倉　義武

「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第84号)、「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第87号）が公布され、所要の改正がなされることに伴い、また、厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)「医療機器の添付文書の在り方に関する研究」により、医療機器添付文書の在り方について報告書（以下「厚労科研報告書」という。）が取りまとめられたことを踏まえ、「医療機器の添付文書の記載要領」の一部を改正し、平成26年11月25日から適用することとした旨、厚生労働省医薬食品局長より本会宛連絡がありました。貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。

なお、本改正は厚労科研報告書を踏まえ、個別の医療機器によらず医療従事者として医療を実施するにあたり既に注意されていると考えられる事項については、本記載要領に基づく文書には記載しないことにするなど、医療従事者への情報提供文書としてより適正化を図った内容等が含まれています。

改正の要点は下記のとおりです。（詳細は下記URLをご参照下さい。）

記

【記載要領の改正の要点】

⑴　厚労科研報告書を踏まえ、添付文書の視認性向上、内容の軽重による記載の見直し、取扱説明書との一体化等の観点から、記載内容について見直しを図ったこと。

⑵　改正法施行後の承認申請書等の記載内容と整合を図ったこと。

（参考）　薬食発1002第8号　平成26年10月2日「医療機器の添付文書の記載要領の改正について」
http://www.info.pmda.go.jp/mdevices/file/md2014-1006001.pdf
薬食安発1002第1号　平成26年10月2日「医療機器の添付文書記載要領（細則）について」
http://www.info.pmda.go.jp/mdevices/file/md2014-1006002.pdf
薬食安発1002第5号　平成26年10月2日「医療機器の使用上の注意の記載要領について」
http://www.info.pmda.go.jp/mdevices/file/md2014-1006003.pdf

再生医療等製品の添付文書の記載要領について

日医発第774号（法安89）
平成26年10月23日
日本医師会長　横倉　義武

「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第84号)、「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」（平成26年政令第269号)、「薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第87号）が公布され、再生医療等製品を新たなカテゴリーとして取り扱うこととされたこと等に伴い、再生医療等製品の添付文書の記載要領について、新たに「再生医療等製品の添付文書の記載要領」を定めることとした旨、厚生労働省医薬食品局長より本会宛連絡がありました。貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。（詳細は下記URLをご参照下さい。）

（参考）　薬食発1002第12号　平成26年10月2日「再生医療等製品の添付文書の記載要領について」
http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T141007I0080.pdf
薬食安発1002第13号　平成26年10月2日「再生医療等製品の添付文書の記載要領（細則）について」
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/0000061465.pdf
薬食安発1002第9号　平成26年10月2日「再生医療等製品の使用上の注意の記載要領について」
http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T141007I0110.pdf

【重要】ソブリアードカプセル100mgによる高ビリルビン血症について

（法安91）F
平成26年10月24日
日本医師会常任理事　今村　定臣

C型慢性肝炎の治療薬であるシメプレビルナトリウム（販売名：ソブリアードカプセル100mg）において、平成25年12月6日の販売開始より、平成26年10月10日までの間に、同剤の投与により血中ビリルビン値が著しく上昇し、肝機能障害、腎機能障害等を発現し、死亡に至った症例が3例報告されています（推定使用患者約18,900人）。

これを受けて厚生労働省医薬食品局安全対策課より、同剤について、「使用上の注意」を改訂するとともに、安全性速報が配布された旨、本会宛て連絡がありました。下記の点に注意していただきますよう貴会管下会員へのご周知方よろしくお願い致します。

記

1.　本剤投与中は定期的に血中ビリルビン値を測定すること。
2.　血中ビリルビン値の持続的な上昇等の異常が認められた場合には本剤の投与を中止し、適切な処置を行うこと。
3.　本剤投与中止後も血中ビリルビン値が上昇することがあるので、患者の状態を注意深く観察すること。
4.　患者に対し、本剤投与後に眼球・皮膚の黄染、褐色尿、全身倦怠感等がみられた場合は、直ちに受診するよう指導すること。

【参考】　厚生労働省報道発表資料
URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000062032.html

エボラ出血熱への対応について

日医発第787号（地Ⅲ196）
平成26年10月30日
日本医師会長　横　倉　義　武

エボラ出血熱への対応につきましては、本会ホームページにエボラ出血熱に関する情報ページを設置するなど、逐次情報提供を行ってきたところです。

この間、10月24日には塩崎厚生労働大臣の強い意向により、本職が直接会談し、エボラ出血熱の国内発生の事態に備えて、両者が一致協力して対応していくことを確認いたしました。

また、その際に医療従事者の院内感染防止対策として、PPE（個人防護具）の備蓄、配布等について国として強力な支援を依頼いたしました。

この会談後には、同日付（地Ⅲ190）、10月27日付（地Ⅲ192）文書（関連文書を11月5日号掲載済）をもってご連絡申し上げましたとおり、厚生労働省から示されていた「エボラ出血熱疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー（平成26年8月7日版）」が改訂されています。

万一検疫を通過してエボラ出血熱の疑い患者が一般の医療機関を受診した事態においては、これまでは必要に応じ当該医療機関で検体を採取することとしていたものを、当該医療機関では検体採取はせず、発熱症状に加えギニア、リベリア、シエラレオネでの過去1ヵ月以内の滞在歴が確認された場合は「エボラ出血熱疑似症患者」として直ちに最寄りの保健所に届け出ることとし、保健所を経由して特定感染症指定医療機関または第一種感染症指定医療機関へ移送することといたしました。

このように、医療現場での混乱を極力避けるべく、今後とも厚生労働省との協議を重ねるとともに、国民の不安感を徒に煽ることがないよう、引き続き迅速かつ正確な情報提供に努めてまいる所存ですので、あらためてご理解とご協力をお願い申し上げる次第です。

医療安全情報

下記の団体は、定期的に医療安全情報を作成し公表しています。

＜日本医療機能評価機構　医療事故情報収集等事業＞
平成26年10月　医療安全情報No. 95　セントラルモニタの送信機の電池切れ
URL：http://www.med-safe.jp/

＜医薬品医療機器総合機構（PMDA）＞
平成26年8月　PMDA医療安全情報No. 45　静脈留置針操作時の注意について
URL：http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/iryo_anzen.html
使用上の注意の改訂指示
URL：http://www.info.pmda.go.jp/kaitei/kaitei_index.html

＜日本医療安全調査機構　警鐘事例＞
URL：http://www.medsafe.jp/activ_alarm.html

＜厚生労働省＞
平成26年10月　医薬品・医療機器等安全性情報第317号
医療機関における携帯電話等の使用に関する指針について　他
URL：http://www1.mhlw.go.jp/kinkyu/iyaku_j/iyaku_j/anzenseijyouhou.html

＜医療安全全国共同行動＞　医療安全の取り組みに役立つツールを提供しています。
URL：http://kyodokodo.jp/

女性医師相談窓口

再就職、ワークライフバランス、産休、介護、子育てなど、どんなことでも気軽にご相談ください。
回答の返送先（Ｅメール、ＦＡＸ番号、電話番号、郵送の場合は住所）を明記して下記までＦＡＸまたはＥメールでご連絡ください。

あて先：広島県医師会女性医師部会（学術課）
ＴＥＬ：082-232-7211　**ＦＡＸ**：082-293-3363
Ｅメール：gaku@hiroshima.med.or.jp

広島県がん検診受診実態調査のお知らせ

広島県では、がん対策の柱の一つとしてがん検診の受診促進を掲げ取組を進めていますが、この度、それらの取組の基礎データを得るため、昨年度に引き続き、県内のがん検診受診状況を調査します。

◆　**広島県では、県内の医療機関を対象に、昨年度（平成25年度）のがん検診受診者数について、次の方法により調査します。**

◆　**広島県から委託している業者から調査票が送付されますので、何卒、御理解・御協力をいただき、御回答くださいますようお願いいたします。**

【調査票発送時期】　10月下旬から11月上旬

【調査票回収時期】　12月1日㈪まで

調査票に同封している返信用封筒によりご返送ください。

調査実施主体	○　広島県（がん対策課）
調査依頼先	○　県内の病院・診療所
調査方法	○　調査は、広島県から民間事業者へ委託し、委託事業者から県内医療機関へ調査票を送付（回収）して実施します。 ○　**調査委託事業者は、「株式会社アシスト（広島市中区大手町3-13-18）」です。**
調査内容	○　昨年度（平成25年度）における「胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん」検診の40歳以上（子宮頸がんについては20歳以上）の方の受診者数を、男女別、検査方法別に調査します。 ○　本調査では「検診（人間ドックを含む）」として実施したものを対象としています。

【お問い合わせ先】　広島県健康福祉局がん対策課計画推進グループ　☎ 082-513-3063

≪参考：本調査の必要性≫

がん検診の受診状況の把握にあたっては、現在、次の２つの調査がありますが、県民全体の受診状況を捕捉したものではないことから、より効果的な受診率向上対策を行うためには、受診実態を的確に把握する調査を行う必要があります。

このため、広島県では、県民ががん検診を受診されている医療機関への受診者数調査を定期的に実施し、貴重な基礎データとして活用させていただくものです。

	地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）	国民生活基礎調査（厚生労働省）
実施時期	・毎　年	・３年に１回
公表時期	・翌年度末	・翌年度（11～12月）
実施概要	・市町が、市町実施のがん検診の受診者数等の状況を報告	・全国の国勢調査区から無作為抽出した地区内の全ての世帯及び世帯員にがん検診受診状況を調査
課　題	・市町が実施する検診のみ対象となるため、職域で実施される検診の受診状況等は反映されない。	・サンプル調査であり、実数ではない。 ・毎年実施ではなく、時機を得た利活用が不十分。

県内の受診実態をより的確に把握することが必要！

「広島県がん検診受診実態調査」の実施

平成26年度広域化予防接種参加市町委託料金のお知らせ（平成26年10月～）

広島県医師会
感染症担当理事

広域化予防接種事業の推進につきましては、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

感染症対策の根幹である予防接種事業をより一層推進するため、広域化予防接種事業実施協力機関におかれましては、県民の方が県内どの市町でも各種の定期予防接種を公費で受けることができるよう、引き続きご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、平成26年10月より、水痘ワクチンおよび高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種化されること、また高齢者インフルエンザの定期予防接種が開始時期となることに伴い、各市町の予防接種委託料金は、別表の通りとなりましたのでお知らせ申し上げます。ご確認の上、広島県国民健康保険団体連合会へご請求下さい。

広域化予防接種事業実施協力機関への新規登録またはご登録内容の変更の際は、36ページの調査票にご記入の上、本会地域医療課宛（FAX：082-293-3363）にご返信いただくだけで結構です（登録内容に変更等がない場合は、回答は不要です）。

なお、新たに定期接種の対象となる水痘ワクチン・高齢者肺炎球菌ワクチンについては、一時的なワクチン不足が懸念されるため、くれぐれも返品などのないよう受給調整等にご協力下さい。

※（注意）11月請求（10月接種分）より、請求書・請求総括表の様式が変更となります。変更前の様式は一切使用できなくなりますのでご注意下さい。

※10月5日号にてお知らせした委託料金に一部誤りがございました。（神石高原町の高齢者インフルエンザおよび高齢者肺炎球菌金額）。誠に申し訳ございませんが本号の委託料金をご確認下さい。実施協力機関へは訂正したものを送付済みです。

医療時事ニュース

（10月28日～11月6日）
※HMA-Netでも閲覧できます

- ドクターヘリ　5県乗り入れ　要請側が費用負担へ　来春から　10・28　中国
- ジュノー博士に捧ぐ　原爆投下後の広島で医療活動　母国スイスの楽団演奏　10・29　朝日
- 思いを伝えるACP　アドバンス・ケア・プランニングのすすめ　初孫の顔を見るまでは　本家好文先生　10・29　中国
- 「FMちゅーピー健康ばんざい」　広島女性クリニック　永井宣隆院長　10・29　中国夕刊
- 「医療拠点」整備へ協定　廿日市市　JA病院・広島厚生連と　10・30　中国
- びんごの医療　限られた人員　集約化も　医師派遣の今後　広島大副学長　平川勝洋氏　10・31　中国
- ご用心発信中　高齢者の骨折　広島県医師会　平松恵一　10・31　中国夕刊
- 訴訟支援の医師　広島から、長崎から　司法判断と行政　乖離訴え　広島共立病院健診センター長　青木克明さん　11・1　毎日
- びんごの医療　ケア継続へ連携強化を　在宅の体制　公立みつぎ総合病院特別顧問　山口昇氏　11・1　中国
- 病院の実力　広島編　胃がん　内視鏡で早期発見　広島市立安佐市民病院　平林直樹副院長に聞く　11・2　読売
- 中国文化賞　患者のため　信念を貫く　難治性呼吸器疾患の治療に道　河野修興氏　11・3　中国
- 薬価の「毎年改定」焦点　15年度予算　厚労省　診療報酬の削減警戒　11・4　毎日
- 専門医が診る　緑内障　器具埋める新手術広がる　広島大学病院眼科　木内良明教授　11・5　中国
- 思いを伝えるACP　アドバンス・ケア・プランニングのすすめ　好きな釣りして楽しく　有田健一先生　11・5　中国
- 「FMちゅーピー健康ばんざい」　すやま眼科クリニック　須山収作院長　11・5　中国夕刊
- 混合診療拡大を承認　中医協　11・6　読売・朝日・日経
- びんごの医療　膵臓がん早期発見へ連携　JA尾道病院・市医師会　開業医が検査促す　生存率も向上　11・6　中国

平成26年度広域化予防接種市町別委託料一覧【乳幼児など】

・ワクチン料＋手技料（消費税含む）　　単位：円（消費税含む）

市町名＼ワクチン名	四種混合 DPT-IPV	三種混合 DPT	二種混合 DT	不活化ポリオ	麻疹・風疹混合ワクチン	麻　疹	風　疹	日本脳炎（細胞培養）	BCG	子宮頸がん	ヒブ	小児用肺炎球菌	水　痘
安芸太田町	6歳未満：10,350 6歳以上：9,600	5,200	4,610	6歳未満：9,200 6歳以上：8,450	6歳未満：9,800 6歳以上：9,050	6,550	6,560	6歳未満：7,000 6歳以上：6,250	6,750	14,500	8,000	10,000	8,250
安芸高田市	6歳未満：10,230 6歳以上：9,480	6歳未満：5,140 6歳以上：4,390	6歳未満：4,930 6歳以上：4,180	6歳未満：9,080 6歳以上：8,330	6歳未満：9,680 6歳以上：8,930	6歳未満：6,430 6歳以上：5,680	6歳未満：6,440 6歳以上：5,690	6歳未満：6,880 6歳以上：6,130	6,630	14,880	7,770	10,830	8,130
江田島市	10,500	5,100	4,600	9,800	9,400	6,200	6,200	7,100	5,600	15,900	8,100	10,200	8,600
大崎上島町	10,880	5,390	4,410	9,670	10,290	6,780	6,790	7,260	6,990	15,960	8,230	11,100	8,898
大竹市	6歳未満：11,230 6歳以上：10,420	6歳未満：5,780 6歳以上：4,970	6歳未満：5,890 6歳以上：5,080	6歳未満：10,100 6歳以上：9,290	6歳未満：10,680 6歳以上：9,870	6歳未満：7,120 6歳以上：6,310	6歳未満：7,180 6歳以上：6,370	6歳未満：7,720 6歳以上：6,910	7,450	16,360	8,780	11,990	9,070
尾道市	10,100	4,660	4,570	8,920	9,560	6,050	6,060	6,540	6,270	15,990	7,500	10,810	8,000
海田町	10,000	6歳未満：5,720 6歳以上：4,910	4,680	6歳未満：9,700 6歳以上：8,900	（1・2期）：10,670	7,140	7,140	(1期)：7,000 (2期)：6,600	7,020	16,000	7,700	10,210	8,760
北広島町	6歳未満：10,350 6歳以上：9,600	5,200	4,610	6歳未満：9,200 6歳以上：8,450	6歳未満：9,800 6歳以上：9,050	6,550	6,560	6歳未満：7,000 6歳以上：6,250	6,750	14,500	8,000	10,000	8,250
熊野町	未就学児：10,710 就学児：9,960	未就学児：5,370 就学児：4,620	4,850	未就学児：9,500 就学児：8,750	10,190	6,750	6,750	未就学児：7,190 就学児：6,440	6,930	15,000	8,000	10,000	8,640
呉市	6歳未満：11,300 6歳以上：10,490	6歳未満：5,750 6歳以上：4,940	1期6歳未満：5,630 1期6歳以上：4,820 2期：4,250	6歳未満：10,110 6歳以上：9,300	6歳未満：10,380 6歳以上：9,570	6歳未満：7,250 6歳以上：6,440	6歳未満：7,290 6歳以上：6,480	6歳未満：7,740 6歳以上：6,930	7,470	16,380	6歳未満：8,700 6歳以上：7,890	6歳未満：12,000 6歳以上：11,190	9,090
坂町	6歳未満：11,020 6歳以上：10,210	6歳未満：5,720 6歳以上：5,720	1期6歳未満：5,490 1期6歳以上：4,680 2期：4,680	6歳未満：9,980 6歳以上：9,170	6歳未満：10,670 6歳以上：9,860	6歳未満：7,140 6歳以上：6,330	6歳未満：7,140 6歳以上：7,140	6歳未満：7,330 6歳以上：6,520	7,330	15,300	7,400	10,300	9,000
庄原市	10,190	4,640	4,550	9,160	9,680	6,080	6,080	7,090	6,190	15,860	7,120	10,630	8,000
神石高原町	10,280	5,190	4,910	9,400	9,730	6,340	6,350	6,930	6,680	16,230	8,150	11,450	8,710
世羅町	10,100	4,770	4,600	8,900	9,600	6,100	6,100	6,600	6,200	16,000	7,800	10,800	8,000
竹原市	10,100	4,600	4,600	8,900	9,300	5,800	5,800	6,400	6,100	14,800	7,500	10,800	7,900
廿日市市	6歳未満：10,510 6歳以上：9,680	6歳未満：5,330 6歳以上：4,500	4,470	6歳未満：9,490 6歳以上：8,660	6歳未満：9,800 6歳以上：8,970	6歳未満：6,520 6歳以上：5,690	6歳未満：6,520 6歳以上：5,690	6歳未満：7,210 6歳以上：6,380	7,000	16,140	7,620	10,920	8,010
東広島市	10,170	4,560	4,970	8,930	9,110	6,070	6,080	6,550	6,090	16,000	7,520	10,820	7,900
広島市	11,518	6,274	1期：5,697 2期：4,110	10,184	1期：13,392 2期：12,042	1期：9,882 2期：8,532	1期：7,797 2期：7,387	1期：8,272 2期､特例：6,998	8,002	16,405	8,433	11,129	9,234
福山市	10,280	5,190	4,910	9,400	9,730	6,340	6,350	6,930	6,680	16,230	8,150	11,450	8,710
府中市	10,330	4,510	4,640	9,220	9,280	5,740	5,810	6,300	5,890	15,000	8,000	10,000	9,070
府中町	11,210	5,720	1期：5,950 2期：5,140	9,970	10,670	7,140	7,140	未就学児：7,600 就学児：6,790	7,330	15,430	8,220	10,720	9,000
三原市	10,100	4,770	4,410	8,900	9,600	6,100	6,100	6,600	6,300	16,000	7,800	10,800	8,100
三次市	10,450	5,390	5,390	9,160	9,580	6,690	6,560	7,090	5,590	15,860	7,130	10,630	8,000

（平成26年10月1日）

平成26年度広域化予防接種市町別委託料一覧【高齢者・予診のみ】

・ワクチン料＋手技料（消費税含む）　・予診のみは、予診の結果接種不適当になったもの。但し、医療に移行したものは除く。

単位：円（消費税含む）

市町名＼ワクチン名	高齢者インフルエンザ			高齢者肺炎球菌		※予診のみ	備考
	患者負担額	公費負担額	接種期間	患者負担額	公費負担額		
安芸太田町				1,000	6,740	2,820	
安芸高田市	1,000	3,000	10/1～1/31	2,000	5,870	2,000	
江田島市	1,000	2,700	10/1～1/31	4,000	3,700	—	
大崎上島町	1,000	3,230	10/6～1/30	0	7,730	2,000	
大竹市	1,100	2,600	10/1～1/31	5,120	3,000	6歳未満：3,860 6歳以上：3,050 インフル：1,840 高齢肺炎球菌：3,050	
尾道市	1,000	2,860	10/1～1/31	4,000	3,740	2,740 インフル･高齢肺炎球菌：1,790	
海田町	1,000	2,600	10/15～1/31	3,000	4,890	—	
北広島町	1,000	2,720	10/1～12/31	1,000	6,740	2,820 インフル：1,840	
熊野町	1,000	2,600	10/1～1/31	2,500	5,390	未就学児：3,450 就学児：2,700 インフル･高齢肺炎球菌：1,790	
呉市	1,000	3,038	10/15～1/31	4,500	4,030	3,040	
坂町	1,000	2,600	10/15～1/31	2,500	5,500	—	
庄原市	1,000	2,700	10/1～12/31	3,000	5,000	—	
神石高原町	0	4,010	10/1～3/31	0	7,940	—	
世羅町	※2	2,670	10/1～1/31	2,000	6,000	1,790	
竹原市	1,000	2,800	10/1～1/31	3,000	4,100	—	
廿日市市	1,500	2,100	10/15～1/31	4,700	3,300	2,820 インフル･高齢肺炎球菌：1,790	
東広島市	1,000	2,700	10/6～1/31	4,000	4,000	3,040 インフル･高齢肺炎球菌：1,840	
広島市	1,000	3,568	10/15～1/31	4,700	3,600	水痘：3,942 インフル･高齢肺炎球菌：3,132 その他については※1	高齢者肺炎球菌は10/15から開始
福山市	1,000	3,010	10/1～1/31	3,000	4,940	—	
府中市	2,000	1,920	10/1～3/31	4,000	3,900	—	
府中町	1,000	3,360	10/1～1/31	4,700	3,600	—	
三原市	1,500	2,390	10/1～12/31	3,000	4,800	2,916	
三次市	1,000	2,700	10/1～12/31	3,000	5,000	乳幼児：2,500	

※1：広島市の予診のみについては県医師会地域医療課（082-232-7211）までお問い合せください
※2：各医療機関の設定料金と公費負担額2,670の差額

（平成26年10月1日）

広域化予防接種事業実施協力に関する調査票

広島県医師会地域医療課宛（FAX：082-293-3363）

広域化予防接種事業を実施する県内市町の住民が定期予防接種を希望される場合の、予防接種の実施の有無や実施内容についてお尋ねします。該当する番号に○をお付け下さい。

記　入　日　：平成　　　年　　　月　　　日 現在

貴 施 設 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

貴 管 理 者 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１.《実施の有無》

①　実施する　　　　　　　　　　②　実施を取りやめる

→（　①　新規登録　　・　　②　変更登録　）

※　実施される場合、接種料金は被接種者の住所地（市町）で定められた料金を国保連合会に請求することになりますので、この点をご了解の上、下記項目にご回答下さい。

２.《実施内容》１において、「①　実施する」と回答された医療機関にお尋ねします。

■実施する予防接種の種類：実施する種類すべてに○をお付け下さい。

①DPT-IPV　②DPT　③DT　④ポリオ(不活化ポリオ)

⑤MR　⑥麻疹　⑦風疹　⑧日本脳炎　⑨BCG　⑩ヒブ

⑪小児用肺炎球菌　⑫子宮頸がん予防ワクチン　⑬高齢者インフルエンザ

⑭水痘　⑮高齢者肺炎球菌

■実施日時：

①診療日、診療時間内

②予防接種のための日時を特別に設けている

→　曜日　　時　　分　～　　時　　分　まで

　　曜日　　時　　分　～　　時　　分　まで

③その他（　　　　　　　　　　　　　　）

■接種者への条件や注意事項があればご記入下さい（「対象年齢の制限」,「通院患者のみ対応」等）。

（　　　　　　　　　　　　　　）

３.《施設情報》新規の場合、あるいは変更がある場合はご記入ください。

（〒　　　　　　　　）

■住　所：

■TEL：　　　　　　　　　■FAX：

４.《その他》注意事項やご意見がございましたら、ご記入下さい。

広島県立美術館　特別展のご案内

お一人でも団体料金でご鑑賞いただけます《手続き不要》

（総務課）

本会では、会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を鑑賞していただける「団体割引会員」登録をしております。

会員の皆様には、受付で**会員番号**と**団体名**をお伝えいただくだけで、同伴のご家族・ご友人も含め、お得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。是非ご利用くださいますようご案内いたします。

【割引の対象となる展覧会】

●広島が生んだデザイン界の巨匠　榮久庵憲司の世界展
（平成26年11月18日㈫～12月23日（火・祝））
一般：1,200円→**1,000円**　　高・大学生：900円→**700円**　　中学生以下：無料

展覧会ポスターイメージ

道具寺道具村構想　2006年　撮影：富田眞一

◇受付にて、会員番号と団体名をお伝えください。
会員番号：110057
団 体 名：一般社団法人　広島県医師会

〈問合わせ先〉
広島県立美術館
〒730-0014　広島市中区上幟町2-22
ＴＥＬ：(082)221-6246
ＦＡＸ：(082)223-1444
ホームページ：http://www.hpam.jp/